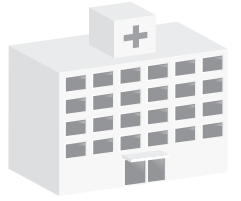


令和8年度

国民健康保険料率の改定について



国民健康保険の財政運営は、県全体で財政赤字を削減・解消すること、及び保険料水準の統一等を示した「三重県国民健康保険運営方針」に基づき行っています。

将来的には、三重県内のどこに住んでいても、所得や世帯構成が同じであれば保険料も同じになるよう、令和11年度までに一定の幅を設けたうえで標準保険料率への統一を目指しています。

朝日町では、三重県から示された令和11年度の標準保険料率へ段階的に近づくように令和8年度の国民健康保険料率を以下のとおり改定することとなりましたので、ご理解をお願いいたします。

また、国の法改正に伴う子ども・子育て支援金制度の創設により、令和8年度から従来の保険料に「子ども・子育て支援金分」が加算されます。この支援金については、子どもや子育て世帯を支援する施策の財源として活用されます。

●令和8年度の新しい保険料率

		医療分 国保に加入する すべての方		後期高齢者支援金分 国保に加入する すべての方		介護納付金分 国保に加入する 40歳以上65歳未満の方		子ども・子育て支援金分 国保に加入する すべての方	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	所得に対して	4.80%	5.50%	2.26%	2.48%	1.82%	1.96%	—	0.14%
資産割額	固定資産税 に対して	20.64%	18.60%	9.70%	8.67%	12.39%	10.30%	—	0.46%
均等割額	加入者 1人あたり	30,400円	31,400円	13,800円	14,100円	14,000円	13,300円	—	1,000円*
平等割額	1世帯 あたり	20,500円	19,400円	9,200円	8,100円	7,000円	6,400円	—	600円
賦課限度額		66万円	67万円	26万円	26万円	17万円	17万円	—	3万円

国保加入者（被保険者）の年齢等に応じて、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分それぞれで計算した額を合算し、国保加入者がいる世帯の世帯主（納付義務者）に賦課されます。

※18歳未満の被保険者（18歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である者を含む）については、子ども・子育て支援金分の均等割が全額軽減されます。

均等割額・平等割額の軽減措置

世帯の総所得金額が、一定の基準以下の場合「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。今年度の軽減の基準については、納付通知書同封の文書「令和8年度 朝日町国民健康保険料のお知らせ」をご覧ください。

未就学児の均等割額の軽減措置

子育て世代の経済的負担軽減の観点より、令和4年度から未就学児の均等割額について2分の1が軽減されています。（上記の均等割額軽減措置が適用される場合は、軽減後の未就学児の均等割額からさらに2分の1が軽減されています。）



問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659

矯正相談 受付中

※自由診療です

- 大人の矯正 約19万8,000円~50万円程度 開咬
- 子供の矯正 約5万円程度からご提案（床矯正 片顎10万円程度）

有料広告掲載欄

歯科衛生士（正社員・パート）募集！
 週休2.5日/お休み充実！★40代、50代の方も活躍中
 ★プランクがあっても大丈夫！！
 月給…29万~35万円以上 ★プライベートもゆとりをもって働けます。
 ★パート・アルバイト 同時募集中！
 時給 1,800円~2,000円
 まずはお気軽にお問い合わせください
☎0594-27-5454 昼食付き

院長 原田 聡

お気軽に、お電話ください

はらだ歯科クリニック
 桑名市新西方7-22イオンタウン桑名新西方内 ●休診 水曜・日曜・祝日
☎0594-27-5454

診療日	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~13:30	○	○	×	○	×	○	×
午後 15:00~18:00	○	○	×	○	14:30-18:00	○	×

<休診日>
水曜・日曜
祝日